

意見書

平成 23 年 10 月 12 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及び NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株会社」という。)等に関する法律施行規則の一部改正案(以下「省令案」という。)及び NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)案についての意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

我が国の電気通信事業においては、1985 年の旧日本電信電話公社の民営化や通信の自由化により、競争原理が導入され、その後、20 年以上に渡り、メタルアクセス回線等のボトルネック設備の開放と独占事業者である NTT グループへの構造規制・行為規制を中心とした競争政策が推進されてきました。その結果、多くの競争事業者が市場へ参入し、事業者間の自由な競争が進展することで、利用者料金の低廉化やサービスの多様化等が実現し、広く利用者利便が増進されました。

現在、こうした競争政策の流れを踏まえ、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)や光アクセス回線等に対して、制度整備がなされていますが、メタルアクセス回線等と同等の開放には至っていません。今後、IP 網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展していく中で、NTT-NGN や光アクセス回線の開放が十分になされなければ、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難なものとなります。このようにボトルネック設備が未開放となっている状況下において、活用業務を認可制から届出制へと規制緩和することは、NTT 東西殿による事業展開をさらに自由にし、その市場支配力を強化するものとなることから、公正競争上さらに大きな問題を生じさせます。

また、活用業務については、これまで全ての申請が認可され、NTT 東西殿は、その本来の業務範囲を超えた広範な事業領域へ進出し、IP 化の進展に伴い、同制度を利用した FTTH サービスや NGN サービスが主要業務にまでなっている状況です。このように、NTT 東西殿の業務範囲規制が有名無実化していることから、NTT 再編の趣旨に立ち戻り、活用業務制度についてはただちに廃止すべきものと考えます。加えて、真の公正競争環境を確保していくためには、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業者である NTT グループに係る問題を抜本的に解決することが必要であり、NTT 持株会社の廃止を含む構造分離(以下、「構造・資本分離」という。)といった措置を講じることが有効と考えます。NTT の在り方については、今後、NTT 東西殿の機能分離が実施されることとなりますが、「光の道」構想の進展に係る毎年度の検証等において、十分に公正競争環境が確保されていない事例等が発覚した場合は、可及的速やかに構造・資本分離に移行すべきと考えます。

以下、各論について、弊社共の意見の詳細を述べさせていただきます。

日本電信株式会社等に関する法律施行規則	
第一条	NTT 東西殿による目的達成業務、他の都道府県における地域電気通信業務、活用業務(以下、「活用業務等」という。))については、競争事業者の事業計画、ひいては関連市場の競争状況に多大な影響を与えることから、有識者による検証委員会(以下、「検証委員会」という。)を設置することにより、業務内容の適正性や参入市場への影響等を検証すべきと考えます。具体的には、活用業務等の届出内容に対する意見募集の実施や当該意見募集の結果を踏まえた検討等による事前検証と、認可後または届出後における活用業務等の定期的な事後検証を、併せて検証委員会で行うべきと考えます。なお、事前検証には十分な検討期間が必要なため、活用業務等の事前届出期間については、現行のガイドラインにおいて設けられている最大4ヶ月という標準処理期間と同等の期間を最低限確保すべきと考えます。
第二条 第二条の二	
第二条の三	
NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン	
Ⅲ 活用業務を営むことができる範囲についての具体的な考え方	NTT 東西殿による移動体通信事業やISP事業への参入は、そもそもNTT再編の趣旨を没却するものであり、固定電話市場における市場支配力のレバレッジ等を考慮すると、到底認められるものではありません。従って、本ガイドラインにおいて、予めNTT 東西殿によるISP事業及び移動体通信事業への参入禁止を明記することで、届出制によるなし崩し的な事業拡大を防止すべきです。具体的には、本ガイドライン案P1の「Ⅰ ガイドラインの目的」において、ISP事業及び移動体通信事業についても放送業と同様に、活用業務の対象外として明記すべきと考えます。
(削除部分) 別紙2 今後想定される 具体的業務に関する基本的な考え方	現行のガイドラインにおいては、「別紙2 今後想定される具体的業務に関する基本的な考え方」(以下、「別紙2」という。)として、FMCとNGNIについて、活用業務を営む場合に必要な措置等が明確にされていますが、本ガイドライン案においては、別紙2 自体が削除されています。本ガイドライン案の目的 ¹ を踏まえると、総務省殿は現時点で想定される具体的業務についての考え方を事前に明示し、関係事業者等の予見可能性を高めることが必要です。従って、本ガイドラインにおいて、今後想定される具体的業務に関する基本的な考え方を引き続き示す等により、FMCについては、届出制移行後も、現行のガイドラインの別紙2の考え方に変更がない旨を明確にすべきと考えます。

以上

¹ 「「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方その他の活用業務に関するNTT法の運用方針を事前に明確化することにより、行政判断の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者等の予見可能性を高め、もって電気通信事業の公正な競争の確保等に資すること」(ガイドライン案 P.1 参照)